

守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者募集要項

1. 趣旨

守口市地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）は、主に子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満及び保護者。以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、親が安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としています。

この要項は、守口市立児童センターで実施している地域子育て支援拠点事業について、守口市東部エリアで代替となる同事業の運営事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

※ 本事業は、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業であり、令和6年3月30日付こ成環第113号「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和7年4月1日改正）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業を実施するものです。

2. 募集地域及び箇所数

守口市子ども計画における東部エリア（別添参照）に1か所募集します。

東部エリア住所地：大久保町、梶町、金田町、佐太西町、佐太東町、佐太中町、大日町、大日東町11番以上の区域、藤田町、東町

3. 事業開始時期

令和8年4月1日から

4. 事業内容

国実施要綱に基づき、次の（1）～（4）に掲げる事業を実施してください。

（1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

地域の子育て親子に対して、気軽にかつ自由に利用できる場を設ける。（利用者の利便性を考慮し、予約なしで利用できるようにすること。）

（2）子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や疑問などをもっている子育て親子に対する相談、援助を実施し、必要に応じて支援が特に必要と思われる世帯を守口市子ども家庭センターにつなぐこと。

（3）地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること。

（4）子育て及び子育て支援に関する講座等の実施（月1回以上）

月1回以上、子育てや子育て支援に関する講習等を実施すること。（必ず子育て親子の利用を最優先して実施すること。）

5. 実施要件

本事業は、次の要件を満たすものとします。

(1) 実施場所について

- ・子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。
- ・複数の場所や日替わりで実施するものでなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- ・近隣住民、団体、事業者等の関係者の理解が得られる場所で実施すること。

(2) 実施施設について

① 実施施設は、以下のいずれかに該当する物件であること。

ア) 運営事業者が所有する物件又は事業開始までに所有権を取得する見込みである物件

イ) 事業開始に支障のない時期までに賃借が可能となる物件。ただし、転貸物件は不可とする。

② 子育て親子が集うために適した室内で概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを確保すること。但し、事業の実施者の判断により、安全上利用できる人数の上限を、10組を超える範囲で設けても構わないものとする。

③ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、幼児用トイレ、オムツ交換スペースなど、乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

(3) 開設日および開設時間

週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

(4) 職員配置

事業の実施時間中は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

(5) その他

① 運営事業者及び事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について守秘義務を負い、当該業務の遂行以外に利用しないこと。

② 利用者の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

③ 本市が開催する会議や研修会に出席すること。

④ 事業の実施状況について、本市からの求めに応じ、報告すること。

⑤ 守口市子ども・子育て支援交付金要綱及び国実施要綱を遵守すること。

6. 補助金額等

事業の運営にかかる費用（報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、利用者及び従事者の保険料、使用料及び賃借料、備品購入費など市長が認めた経費から、寄付金その他収入額を控除した額）について、補助基準額を上限として補助します。

補助基準額は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙に定める地域子育て支援拠点事業の基準額（運営費のうち、一般型の基本分に限る。）とします。※当該国要綱の改正に伴い、金額は変動します。

また、運営費を補助対象とするため、令和7年度中の開設・準備に係る経費については、補助金の対象としません。

(参考：令和7年度補助基準額)

1週当たりの開設日数	職員の配置	1施設あたりの補助基準額（年額）
5日	非常勤職員のみを配置する場合	5,703,000円
	常勤職員を配置する場合	9,023,000円

7. 事業の利用料

本事業の利用料は原則無料とします。

ただし、講習会の材料費等利用者負担が適当と認められる必要最低限の実費については、徴収できるものとします。（徴収する金額は、上記収入額に計上してください。）

8. 応募団体

(1) 応募できる団体（以下「応募団体」という）は、守口市内で活動する団体(⑥を除く。)であって、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 認定こども園若しくは保育所の運営又は子育て支援活動の実績を有する社会福祉法人
- ② 認定こども園又は幼稚園を運営する学校法人
- ③ 小児科医院等の医療施設を運営する医療法人
- ④ 子育て支援活動の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- ⑤ その他、子育て支援に関する活動を2年以上行っている団体等
- ⑥ 上記に関わらず、守口市外で活動する団体にあつては、幼稚園、保育所、認定こども園の運営、若しくは児童館又は放課後児童健全育成事業の運営に5年以上の実績があり、現在もその運営を行っている団体

※ 複数の団体が連名で申し込むことはできません。共同で実施する場合は、代表団体を決定し、代表団体名で申し込んでください。

(2) 応募団体は、次のすべての要件を満たすものに限ります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 地域の市民活動に理解があり、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ④ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑥ その他法令等に違反する団体でないこと。

9. 応募書類等

(1) 応募書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 団体の履歴事項全部証明書及び定款等（任意団体においては規約等）
- ③ 印鑑証明書
- ④ 団体概要（様式2号）
- ⑤ 事業計画書（様式3号）
- ⑥ 収支予算書（様式第4号）
- ⑦ 実施予定場所の位置図・施設平面図及び写真（外観及び室内）
※ 写真については提出できる場合のみで可
- ⑧ 賃貸借契約書等の写し（借家等で実施する場合のみ）
- ⑨ 応募書類一覧（別紙1）

※ 審査にあたり、追加書類の提出を求められることがあります。

(2) 提出部数及び作成要領

- ① 別紙1 応募書類一覧に基づき、正本1部及び副本7部を提出してください。
- ② 作成要領
 - ・任意の表紙及び背表紙を作成し、タイトル（「守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者応募書類一式」）及び団体名を表示すること（フラットファイルの表側に記載する方式でも可）。
 - ・用紙サイズは原則A4判とし、図及びグラフ等を用いることや多色刷りも可とする。
 - ・応募書類は、種類ごとにタックインデックスを付し、書類の種類が判別できるようにすること。※ 応募書類等に記載された個人情報については、運営事業者選定の目的以外には使用しません。

10. 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

- ・配布期間：令和7年6月16日（月）～7月14日（月）
※書類の配布、受付等は、土曜日・日曜日・祝休日は行いません。
- ・配布場所：守口市こども家庭センター（守口市市民保健センター3階）
守口市大宮通1丁目13番7号（電話06-6996-3006）
午前9時～午後5時30分
※募集要項等は、市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票に必要事項を記載し、令和7年6月16日（月）から6月25日（水）午後5時までの間に電子メールにて送付してください。

※ 電話やFAX、訪問等による質問は受け付けません。

【宛先】守口市こども家庭センター 電子メール：kosodate@city.moriguchi.lg.jp

※ 質問票はホームページからダウンロードできます。

質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）午後5時までにホームページに掲載します。

(3) 応募書類の提出

・提出期間：令和7年6月30日（月）～7月14日（月）午前9時～午後5時30分

※土・日・祝休日は除く

・提出場所：守口市こども家庭センター（守口市市民保健センター3階）

守口市大宮通1丁目13番7号（電話06-6996-3006）

※応募書類は、原則、直接ご持参ください。（郵送の場合は、書留郵便に限り、期限内に守口市こども家庭センターの事務所に到着したもののみ受付します。）

・書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

1 1. 応募上の注意事項

- ① 提出期間終了後の応募書類の変更及び追加は、原則として認められません。ただし、市から指示した場合を除きます。
- ② 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とします。
- ③ 応募団体から提出された書類の著作権は、それぞれの団体に帰属します。ただし、市は、運営事業者の決定の公表等に必要の場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ④ 応募団体から提出された書類に著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該書類を提出した参加者が負う。
- ⑤ 提出された応募書類は、返却しません。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を記載し、辞退届により提出してください。
- ⑦ 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。
- ⑧ 採用された応募書類に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとします。
- ⑨ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

1 2. 失格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期間内に応募書類の提出がなかった場合
- (3) 要項に違反又は要項を著しく逸脱した場合
- (4) 審査に関する不当な要求を行った場合
- (5) その他不正行為があった場合

13. 応募団体の審査

守口市地域子育て支援拠点事業運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類及びプレゼンテーション等により、事業内容と応募団体の事業企画・実施能力等を審査します。

(1) 審査方針

- ① 運営方針について
 - ・事業の趣旨、目的を十分に理解しているか。
 - ・利用者及び地域のニーズを踏まえた事業運営方針となっているか。
- ② 運営体制について
 - ・収支計画に不備はないか。
 - ・必要人数を超えるスタッフが配置され、支援体制が充実しているか。
 - ・支援にふさわしい資格を持った者又は研修を修了した者が配置されているか。
- ③ 個人情報管理、苦情処理等の事務処理体制について
 - ・個人情報等の管理計画は十分か。
 - ・苦情処理の体制は整っているか。
 - ・適正な事務処理ができるか。
- ④ 開設場所及び日時について
 - ・他の地域子育て支援拠点の立地も踏まえ、東部地域の住民が通いやすい場所か。
 - ・利用者が入りやすい場所にあるか。
 - ・開設される曜日、時間帯は適切か。
 - ・自転車、自家用車等での利用に適しているか。
- ⑤ 設備について
 - ・部屋の広さ等、設備は十分か。
 - ・利用者への安全配慮は行われているか。
- ⑥ 子育て親子の交流の場の提供と交流促進について
 - ・誰もが気軽に利用しやすい場となっているか。
 - ・利用者のニーズを把握するための工夫はあるか。
 - ・特色あるサービスが示されているか。
- ⑦ 子育て等に関する相談、援助の実施について
 - ・気軽に相談できる実施手法となっているか。
 - ・相談支援体制は十分か
 - ・他機関との連携についての考え方は適切か。
- ⑧ 地域の子育て関連情報の提供について
 - ・子育て情報の収集手法は適切か。
 - ・情報提供手段は適切か。
- ⑨ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について
 - ・多様な講座の実施内容となっているか。
 - ・利用者の声を反映する仕組みがあるか。

- ・月1回を超えて講座を実施するか。
- ⑩ 利用者の増加に向けた取組について
- ・利用しやすい事業形態となっているか。
 - ・新規利用者の増加が見込まれる取組があるか。
 - ・特色ある独自の取組が行われているか。
- (2) 応募資格及び応募書類の確認
- 応募資格及び応募書類の確認は、選定委員会事務局（こども家庭センター）が行います。
- なお、書類確認において、募集条件を満たしていないことが判明した応募団体については審査対象から除外することとし、プレゼンテーションを実施しません。その場合にも応募団体にその旨を電子メールで通知します。
- (3) 審査方法
- ① 運営事業者の選定方法
- 選定委員会において、応募書類を審査し、運営事業者を選定します。書類確認に加え、プレゼンテーション及び質疑応答を実施のうえ審査を行って選定します。
- (一応募団体につき1時間程度を見込んでいますが、日時などの詳細は別途、電子メールで通知します。)
- ② 選定の基準
- (ア) プレゼンテーションの審査は、応募団体の事業責任者及び事業担当者等で事業内容に詳しい方を含む4名までの出席とします。なお、市が指定した日時にプレゼンテーションへ出席ができない場合は、選定対象から除外します。
- (イ) 選定委員会において、上記(1)審査方針にしたがって評価を行い、市の求める基準に達している団体の中から選定します。
- (ウ) 応募者の評価が市の求める基準に達しない場合には、該当なしとなることがあります。
- ③ その他
- 市は、本募集要項に記載された事項について、選定された運営事業者に重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により適切な事業の実施が困難と認めるときは、運営事業者の選定を取り消すことができるものとします。
- (4) 審査結果の通知及び公表
- ① 選定結果は、審査を実施した全ての団体に令和7年7月下旬頃に電子メールにより通知します。
- ② 結果通知日の翌営業日以降に、次の項目をホームページで公表します。
- 【公表事項】**
- (ア) 候補者名
 - (イ) 全参加者名、全参加者の総合評価点、講評（候補者の選定理由）
 - (ウ) 委員の氏名等
- ③ 選定された事業者については、開設に向けて必要な手続きを進めていただきます。

14. 運営事業者の決定及び業務開始までの流れ

(1) 募集要項の配布

＜募集期間＞

令和7年6月16日（月）～7月14日（月）

下記の配布場所に取りに来ていただくか市ホームページにおいてもダウンロード可能です。

(2) 質問及び回答（メールでのみ質問を受け付けます。口頭による質問は不可。）

＜応募団体からの質問の受付期間＞

令和7年6月16日（月）～6月25日（水）午後5時

＜市からの回答期限＞

令和7年6月27日（金）午後5時

(3) 応募書類の提出

原則、直接持参（郵送の場合は、書留郵便に限り、期限内に守口市こども家庭センターの事務所に到着したもののみ受付します。）

＜提出期間＞

令和7年6月30日（月）～7月14日（月）午後5時 ※土・日・祝休日は除く

(4) 参加資格の通知

令和7年7月中旬頃（プレゼンテーションの開催日も併せて通知します。）

(5) プレゼンテーション：令和7年7月下旬頃（7月23日頃予定）※出席は必須となります

(6) 運営事業者の決定：令和7年7月下旬頃

(7) 審査結果通知：令和7年7月下旬頃

(8) 事業の開始：令和8年4月1日から

15. 配布場所・問い合わせ

守口市こども家庭センター（守口市市民保健センター3階）

所在地：守口市大宮通1丁目13番7号

電話：06-6996-3006

FAX：06-6992-2233

E-mail：kosodate@city.moriguchi.lg.jp

担当者：永田（ながた）、冷水（しみず）